

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

四日市市長 森 智広

| | |
|-------------------|------------------------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 四日市市 (242021) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 三重地区 (生桑、小杉、山之一色、山之平、東坂部、御館、川向) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和6年12月18日 (第1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

ア 地域農業者と営農組織の高齢化及び後継者の不足により、今後中心的に農業を担う者が不足し、遊休農地の増加が懸念される。
イ 用排水路及び農道の老朽化が進み、農地の維持管理への影響が出るおそれがある。
ウ 山間部の農地は、高低差が大きく、一体的な土地利用ができず、山林化が進んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

主要作物を水稻及び麦とする。
地区内の農地は主に農業を担う者が利用するほか、農地の集約に向けて、農家組合等の話し合いの場を活用して、耕作地の調整を継続して行う。また、交付金や補助金を活用しながら、新規就農者の受け入れや農業を担う者の育成を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積 | 163.6 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 163.6 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|---------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 農用地の集積、集約化の方針 |
| 農業を担う者を中心とする農地利用の拡大を基本とする。 |
| (2) 農地中間管理機構の活用方針 |
| 農業を担う者及び土地所有者が、農地の受け手、出し手として農地中間管理機構の活用を検討し、方針に沿って集積する。 |
| (3) 基盤整備事業への取組方針 |
| 用水路及び農道を含む施設の維持管理について、集落ごとに話し合うとともに、老朽化などにより整備が必要な施設について補助金などを利用して計画的に整備、修繕を行う。 |
| (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 地区内では、複数の農業を担う者が耕作していることから、可能な限り、農業を担う者による耕作を継続するとともに、新規就農者の受け入れを行っていく。 |
| (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 効率化が期待できる作業については、委託による農業支援サービスの活用を検討する。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|------------------------------------|-------------------------------------------------|---------------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ② 化学農薬の節減等、人と自然にやさしい方法で環境に配慮した生産を行い、消費者に安全・安心な生産物を提供する。
- ③ 地域の農地を守っていく(営農継続)に当たっては、限られた人材で効率的な農業を目指すことが重要であることから、作業の省力化・効率化に向けて、スマート農機の導入をJAと連携しながら行っていく。
- ⑦ 地区内で被害が拡大しているスクミリングガイについて、冬期の耕うん、適切な農薬散布、浅水管理や水路の残土処理等を適切に行うことで、食害の減少に努める。また、水利施設の改修を検討し、農作業に係る負荷の軽減を図るとともに、農地の集積、集約化を図る。